

【参考資料】

議案第16号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

こども・健康部保育課

1 提案する理由

特定地域型保育事業等は、連携施設として保育所やこども園等を設定する必要があるが、国の基準により令和7年3月末まで、経過措置として連携施設の設定をしないことができるとされていた。今回、国がこの経過措置を令和12年3月末まで延長することに伴い、本条例も改正を行う。

また、連携施設の役割として定められている、保育内容の支援や代替保育の実施について、条件を緩和する改正も行われるため、同様に改正を行う。

2 主な改正内容

連携施設を設定しないことができる経過措置の期間は、平成27年4月1日施行から令和7年3月末までの10年間となっているが、これを令和12年3月末までの15年間に延長する。

また、連携施設の役割の一つ、保育内容の支援について、保育所やこども園等と連携することになっているが、これを小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、事業所内保育事業でも設定を可能とするほか、代替保育はその確保が著しく困難である場合は確保を不要とするなど、条件を緩和する。

3 施行予定期日

令和7年4月1日

担当

こども・健康部保育課保育係

電話048-463-2836